

# 建築物のライフサイクルカーボン評価等の 促進に向けた施策の検討状況について

---

国土交通省住宅局

参事官(建築企画担当)付 課長補佐

平山 鉄也

## ライフサイクルカーボン評価 (LCCO<sub>2</sub>評価)とは？

- **建築物のライフサイクル全体におけるCO<sub>2</sub>を含む環境負荷(温室効果ガス)を算定・評価**すること。

### 現在の省エネ規制との違い

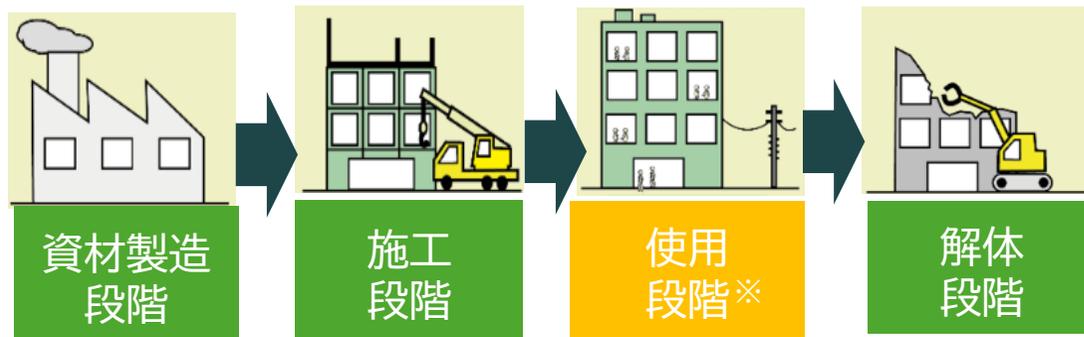
- 現在の省エネ規制は、「建築物使用時」の「エネルギー消費量」の削減を評価するものであるのに対して、建築物LCCO<sub>2</sub>制度は、「**ライフサイクル全体**」の「**CO<sub>2</sub>等排出量**」の削減を評価する点が異なる。

### アップフロントカーボン(資材製造段階)の算定方法のイメージ

「資材等の使用量」×「当該資材のCO<sub>2</sub>等排出量原単位」の足し合わせ

$$\Rightarrow \text{鉄の使用量} \bullet \text{kg} \times \text{Okg-CO}_2\text{e/kg} + \text{コンクリートの使用量} \blacksquare \text{kg} \times \text{□kg-CO}_2\text{e/kg} \\ + \text{木材の使用量} \blacktriangle \text{kg} \times \text{△kg-CO}_2\text{e/kg} + \dots$$

### 建築物のライフサイクルのイメージ



ライフサイクルカーボン

オペレーショナルカーボン

エンボディドカーボン

アップフロントカーボン

※エネルギー消費や水消費についてはオペレーショナルカーボン、修繕等についてはエンボディドカーボン

### ライフサイクルカーボンの構成イメージ



J-CATケーススタディ平均値(全用途) N=26

# 建築物LCCO<sub>2</sub>評価に関する国際的な動向

- 2023年G7環境大臣会合コミュニケ等において、建築物のライフサイクルの脱炭素化の重要性を指摘。
- 欧州委員会は、2024年4月にEU建築物エネルギー指令を改正し、加盟国に対して、2028年から一定規模以上の新築建築物に対して、ライフサイクルGWP※の算定及び開示を義務付けることを決定。既に現時点で欧州9か国でエンボディドカーボンやライフサイクルカーボンを算定することを義務付ける制度を導入。

※ ライフサイクルGWP (Global Warming Potential) : 建築物のライフサイクル全体 (50年) における温室効果ガスの影響を二酸化炭素量に換算したもの(kgCO<sub>2</sub>eq/m<sup>2</sup>)

## G7気候・エネルギー・環境大臣会合コミュニケ (2023年4月16日)

建築物のライフサイクル全体の排出量を削減する目標を推進することを推奨する。

## G7都市大臣会合コミュニケ (2023年7月9日)

設計、建設から運用、管理、解体に至るまで、**ネット・ゼロの建築物のライフサイクルを推進する必要がある**ことに留意する。

## EU建築物エネルギー性能指令の概要

### 算定フレームワークの策定

欧州委員会は2025年末までにライフサイクルGWPの算定に関するEUフレームワークを策定。

### 2028年：1,000m<sup>2</sup>超建築物

1,000m<sup>2</sup>超の新築建築物について、ライフサイクルGWPを算定し、開示しなければならない。

### 2030年：全建築物

全ての新築建築物について、ライフサイクルGWPを算定し、開示しなければならない。

### ロードマップの策定

2027年初までに、各国は全ての新築建築物のライフサイクルGWP累積値に関する上限値の導入等のロードマップを策定しなければならない。

## 欧州各国における制度導入の状況

国	評価義務	CO <sub>2</sub> 排出量上限値	備考
 オランダ	2013-	2018-	事務所及び住宅が対象、エンボディドカーボンが算定範囲
 スウェーデン	2022-	2027- (検討中)	100m <sup>2</sup> 以上が対象、エンボディドカーボンが算定範囲
 フランス	2022-	2022-	住宅、事務所、教育施設が対象
 デンマーク	2023-	2023- (1,000m <sup>2</sup> ~)	全用途対象
 フィンランド	2025-	2025-	全用途対象
 ロンドン	2021-	なし	一定規模以上の全用途(建設地による)

※表中の6か国のほか、

 ルウエー(2022年)

 エストニア(2025年予定)

 アイスランド(2025年予定)

の3か国においても制度導入。

# 有価証券報告書 Scope 3 GHG排出量開示義務化に向けた動き

時価総額 3 兆円以上のプライム市場上場企業について、遅くとも2028年3月期より、Scope 3 の温室効果ガス排出量を含めたサステナビリティ情報の開示を求める※案が現在、検討されている。

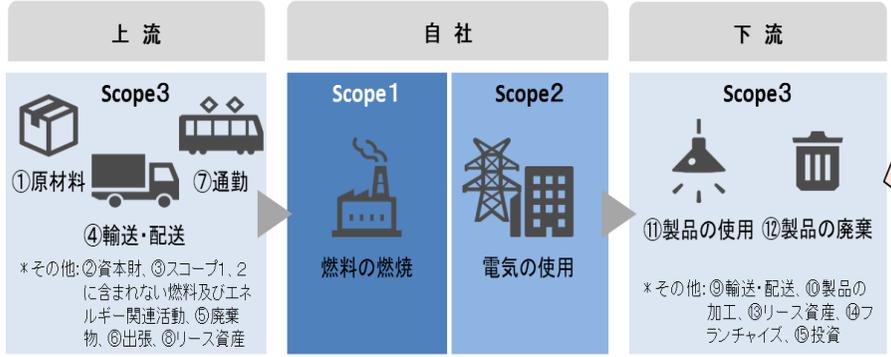
※時価総額 3 兆円以上の企業のサステナビリティ開示基準適用開始は2027年3月期からとなる方向で議論されているが、当基準において初年度はScope 3 を開示しないことができるとする経過措置が設けられている。

## Scope 3 GHG排出量開示の概要

IFRS S2号における定義 (IFRS S2号 付録A)

Scope3の温室効果ガス排出	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業のバリュー・チェーンで発生する間接的な温室効果ガス排出 (Scope2の温室効果ガス排出に含まれないもの) であり、上流及び下流の両方の排出を含む。Scope3の温室効果ガス排出には、「温室効果ガスプロトコルのコーポレート・バリュー・チェーン基準 (2011年)」における、Scope3カテゴリーを含む</li> </ul>
-----------------	---

(バリュー・チェーンから発生する温室効果ガス排出のイメージ図) (注3)



Scope3のGHG排出量の開示には、自社外(上流・下流)のデータを集計して開示する必要

## サステナビリティ情報開示義務化スケジュール (案)

株式時価総額	基準適用開始時期※1	保証制度導入時期※2
3兆円以上	2027年3月期～	2028年3月期～
1兆円以上	2028年3月期～	2029年3月期～
5千億円以上※3	2029年3月期～	2030年3月期～
プライム全企業	適用義務化に向けて検討	

- ※1 経過措置として、適用開始から2年間は二段階開示を認める
- ※2 開示基準の適用開始時期の翌年から保証を義務付け
- ※3 国内外の動向等を注視しつつ引き続き検討

出典：金融庁「金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」中間論点整理の公表について」2025.7.17公表  
[https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tosin/20250717.html](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20250717.html)

(注1) IFRS S2号及びSSBJサステナビリティ開示テーマ別基準第2号では、重要性の判断が適用され、基準の定めにより求められている情報であっても、重要性がないときには、当該情報を開示する必要はないとしている。  
 (注2) Scope1の温室効果ガス排出とは、企業が所有又は支配する排出源から発生する直接的な温室効果ガス排出をいい、Scope2の温室効果ガス排出とは、企業が消費する、購入又は取得した電気、蒸気、温熱又は冷熱の生成から発生する間接的な温室効果ガス排出をいう。(IFRS S2号 付録A)  
 (出所) ISSB「IFRS S2号 気候関連開示」29項、B19～B37、BC8、SSBJ「サステナビリティ開示テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」」47項～63項、BC22  
 グリーン・バリューチェーンプラットフォームより金融庁作成

出典：金融庁 金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」(第3回)資料から一部時点更新

# 建築物LCCO2削減の取組の意義～建築設計の変革～

- 社会の変革・要請に応じて必要となる建築物の質も変化。これに対応するため建築設計のあり方も絶えず変化。
- LCCO2削減の取組も、建築設計の変革を促すものと位置づけ、今後、制度を検討。



頻発する市街地大火



地震による甚大な被害



市街地の複合化・高密化・高度化



石油ショック



ユニバーサルデザイン

気候変動



脱炭素

## 社会の要請による建築設計の変容

- ✓ 防火・耐火性能の確保
- ✓ 構造安全性の確保
- ✓ 周辺環境に対応した用途・形態
- ✓ 省エネ性能の確保・向上
- ✓ バリアフリー性能

NEW

### ✓ 脱炭素性能

(ライフサイクルでのCO2等削減)

省エネ、低炭素建材・設備の採用、  
ストック活用、長寿命化、省資源

➤ 川上企業を含めたサプライチェーンの各構成企業の脱炭素化の取組を可視化し、部素材等の脱炭素化の価値が市場で評価される環境を整備することで、サプライチェーン全体の脱炭素化を推進することが必要である

## 資材製造

原材料の調達、工場への輸送、工場での製造

## 施工

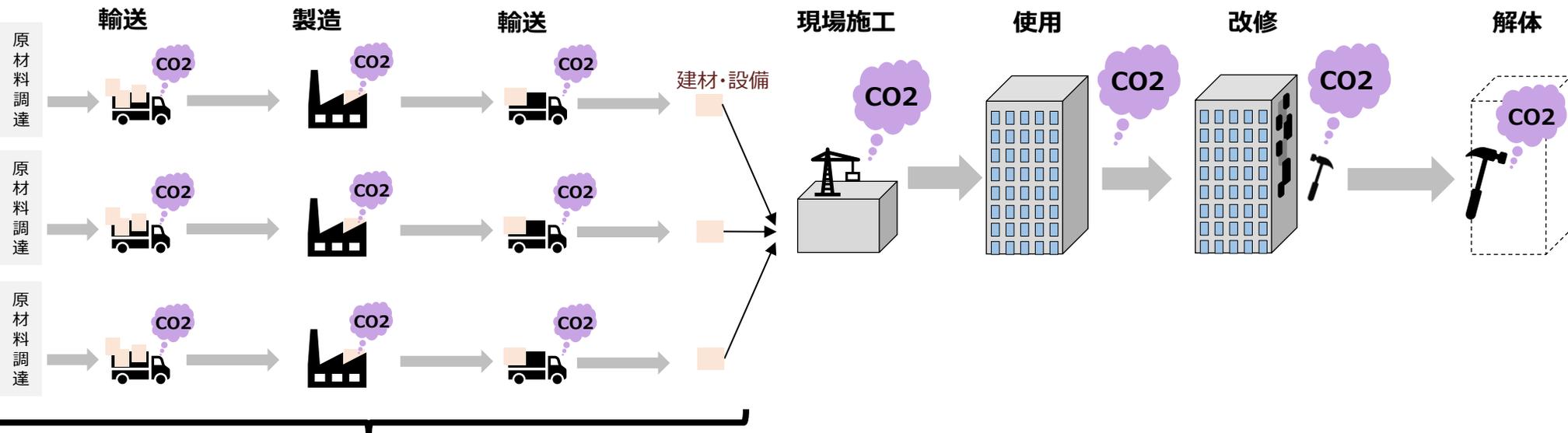
現場への輸送、施工

## 維持管理・改修

冷媒からのフロン漏洩、修繕、改修 等

## 解体

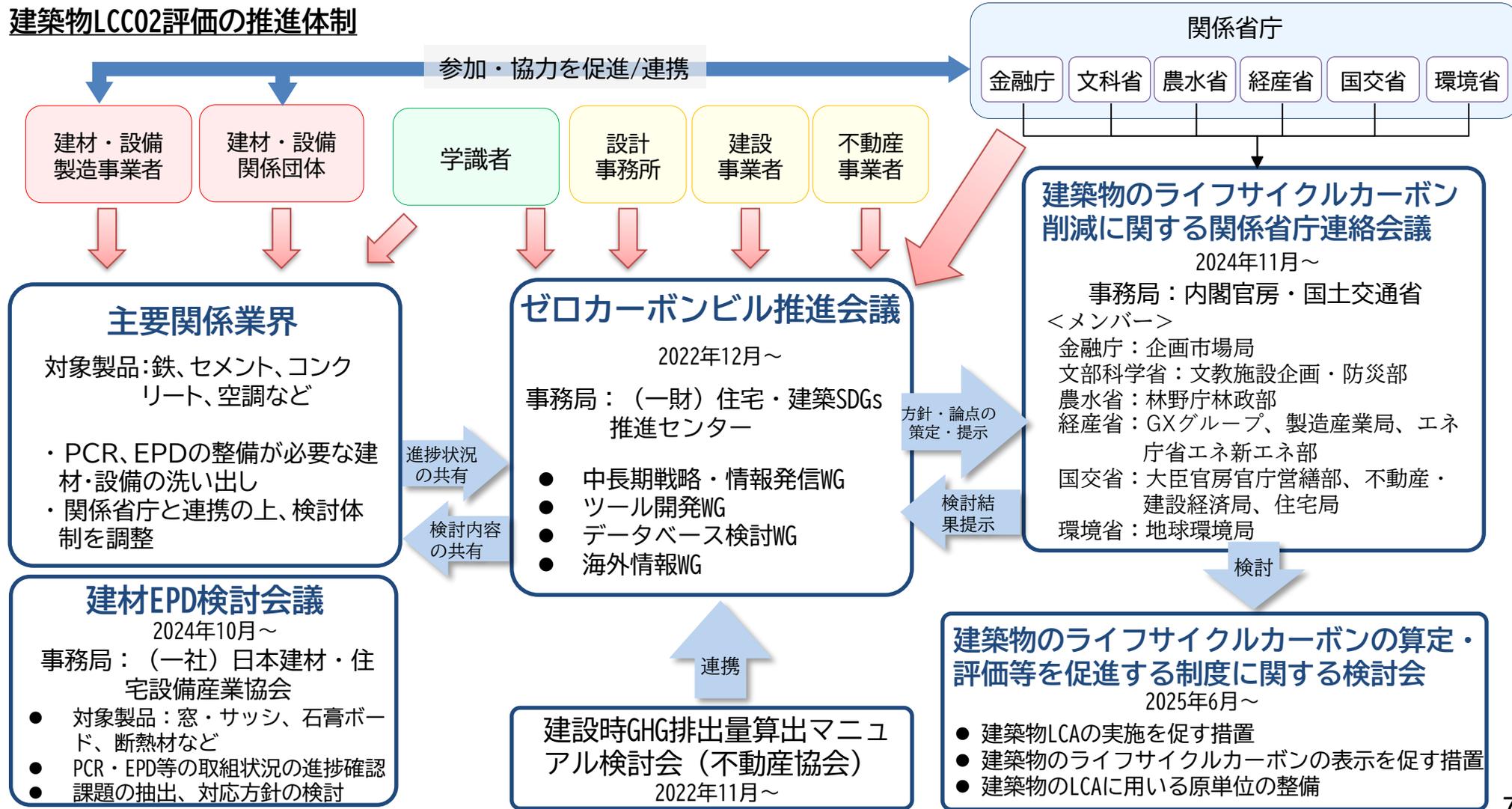
廃棄物の処理等



サプライチェーンの各構成企業の脱炭素化の取組の可視化

- ゼロカーボンビル推進会議での議論結果・方針を基本としつつ、関係省庁連絡会議で具体的な制度化に向けた議論を開始
- CO2原単位の整備に向け、建材関係団体の取り組みや技術力向上等を支援する建材EPD検討会議を設置。ゼロカーボンビル推進会議と同会議の連携によりCO2原単位の整備を加速化。

## 建築物LCCO2評価の推進体制



# 建築物のライフサイクルカーボンの削減に向けた取組の推進に係る基本構想

(令和7年4月25日 建築物のライフサイクルカーボン削減に関する関係省庁連絡会議決定)

## 1. 建築物LCA\*の意義・目的等 ※ 建築物のライフサイクル全体におけるCO2を含む環境負荷を算定・評価すること。

- |    |   |
|----|---|
| 背景 | <ul style="list-style-type: none"><li>2050年カーボンニュートラルの実現のためには、製造から廃棄に至るまでの脱炭素化の取組を強化することが重要</li><li>我が国のCO2排出量の約4割を占める建築物分野の脱炭素化は重要</li><li>建築物使用時の省エネ施策のみならず、<b>ライフサイクル全体でのCO2排出量※削減に取り組むことが必要</b> ※ CO2換算したHFCsの排出量を含む。</li></ul> |
| 意義 | <ul style="list-style-type: none"><li>建築生産者（建築主、設計者、施工者等）の脱炭素化の取組の促進</li><li>建材製造等事業者（建材・設備製造事業者、リサイクル事業者等）の脱炭素化の取組の可視化、市場での適切な評価</li><li>サステナビリティ情報開示、投資家・金融機関、建築物利用者による活用</li></ul>   |

➡ **建築物LCAに係る制度構築に向けて関係省庁が連携して実施すべき取組の方向性を示す**

## 2. 目指すべき社会像とアプローチ

### (1) 目指すべき社会像

**建築物LCAが一般的に実施**されることにより、建築生産者や建材製造等事業者の**脱炭素化の取組を導く好循環が生み出される社会を目指す**



### (2) アプローチ(全体方針)

- |           |  |
|-----------|--|
| 建築物LCAの現状 | <ul style="list-style-type: none"><li>建築生産者の取組は限定的（大手事業者が中心）</li><li>建材・設備の原単位の整備は緒に就いたばかり</li></ul> |
|-----------|--|

円滑に導入でき、実効性が確保できるよう、**段階的に制度を構築**

- |     |  |
|-----|--|
| 制度  | <ul style="list-style-type: none"><li>まずは建築物LCAの実施を促進、結果を可視化</li><li>規模・用途等を絞って制度を開始。その後対象拡大を検討</li></ul>                                  |
| 原単位 | <ul style="list-style-type: none"><li>削減効果が大きい主要な建材・設備を優先して整備</li><li>積み上げ型の原単位（CFP、EPD）の整備を推進</li><li>CFP等が未整備の場合は、統計ベースの原単位を使用</li></ul> |

## 3. 建築物LCAに係る制度の構築に向けた取組等

**2028年度を目途に建築物LCAの実施を促す制度の開始を目指す**

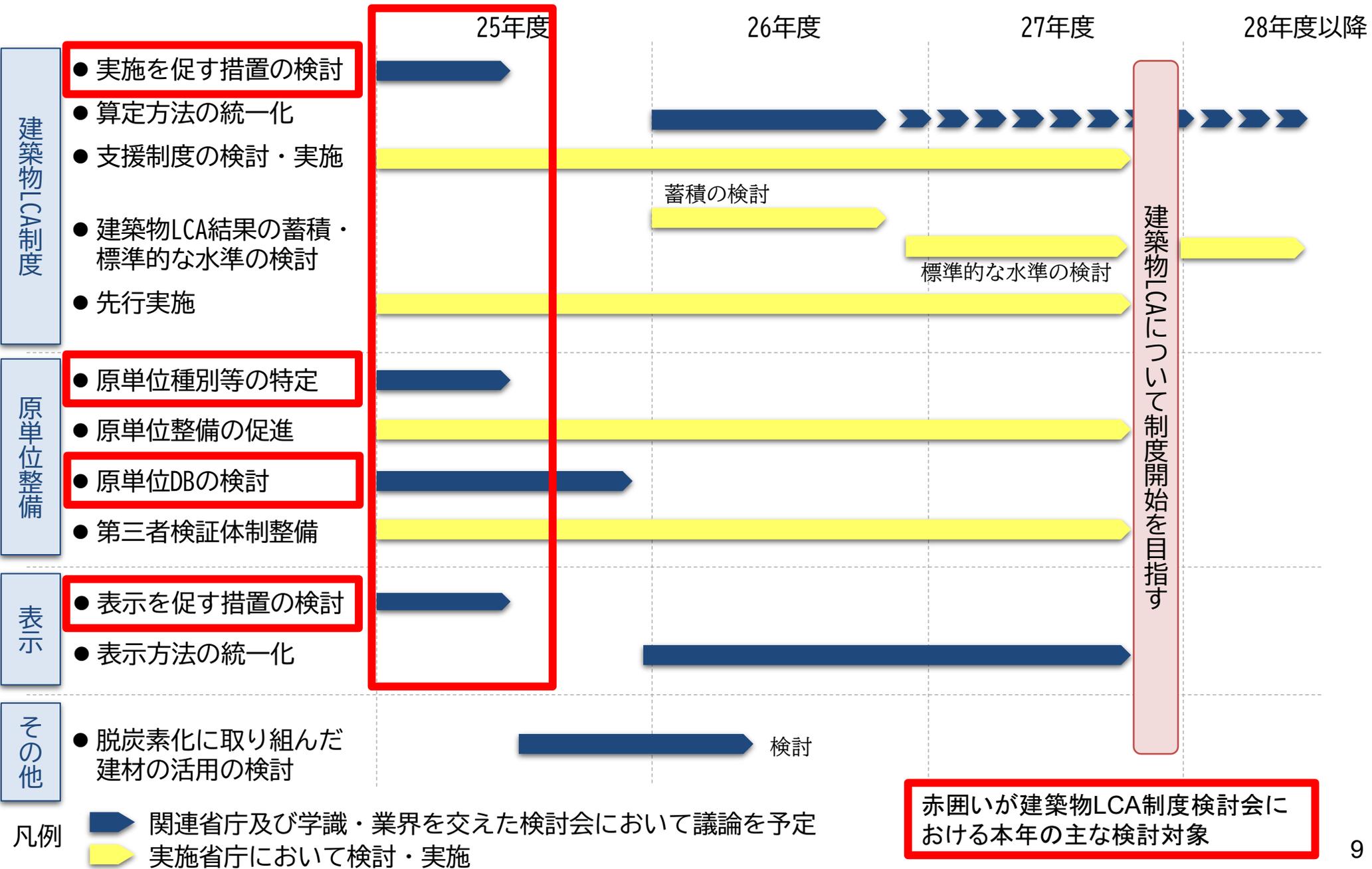
- 建築物LCAに係る制度の構築に向けた取組
  - 建築物LCAの実施を促す措置の検討
  - 算定方法の統一化
  - 支援制度の検討・実施
  - 国が建設する庁舎等における先行実施 等
- 建築物LCAに用いる原単位の整備に向けた取組
  - 整備すべき原単位種別等の特定
  - 原単位整備の促進
  - 原単位データベースの検討 等
- 建築物のライフサイクルカーボンの表示に係る取組
  - 表示を促す措置の検討
  - 表示方法の統一化

## 4. 留意が必要な事項

- 国際的な標準を意識。他方、企業の取組を適切に評価する取組、そのための日本の手法等を国際標準とする取組
- 地震等への対応の必要性など我が国固有の実情の発信
- 建材・設備製造事業者にとって二度手間とならない制度設計
- 有価証券報告書におけるサステナビリティ開示(Scope3)への活用
- 国が建設する庁舎等における脱炭素化に取り組んだ建材の活用

# 建築物のライフサイクルカーボンの削減に向けた取組の推進に係る基本構想

(建築物のライフサイクルカーボン削減に関する関係省庁連絡会議) 図3 今後の検討/施策のロードマップ



## 設置概要

- 目的:建築物の脱炭素化に向けて、建築物LCAの制度に係る論点整理や検討を行う。
- 事務局:国土交通省住宅局

## 実施方針

- 以下の(1)及び(2)を検討事項とする。
- (1)LCA実施・促進のための以下に関する制度的枠組み
  - 建築物LCAの実施を促す措置について
  - 建築物のライフサイクルカーボンの表示を促す措置について
  - 建築物のLCAに用いる原単位の整備について
- (2)その他
- 会議は公開とし、議事要旨、議事録及び会議資料も全て公表する。
- 対面とオンラインのハイブリッド方式で開催し、リアルタイムでの動画配信を行う。

## 委員等

### <委員>

- 有識者18名

座長 :伊香賀俊治(慶應義塾大学 名誉教授、(一財)住宅・建築SDGs推進センター 理事長)

副座長:稲葉 敦((一社)日本 LCA 推進機構 理事長)

### <関係省庁>

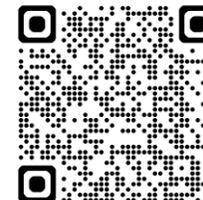
- 農林水産省(林野庁林政部)
- 経済産業省(イノベーション・環境局、製造産業局、資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部)
- 国土交通省(大臣官房 官庁営繕部、不動産・建設経済局)
- 環境省(地球環境局)

### <オブザーバー>

- 建築主、設計者、施工者、建材・素材メーカー等の業界団体等

## スケジュール

- 2025年6月から9月まで集中的に議論(全6回)。
- その後は必要に応じて開催。



←各回の開催概要、  
中間とりまとめ(1/28公表)は  
こちらからご参照可能

委員		◎座長 ○副座長	オブザーバー (62団体)
秋元 孝之	芝浦工業大学建築学部長 教授		○建築主 (一社)不動産協会
◎ 伊香賀 俊治	慶應義塾大学 名誉教授 (一財)住宅・建築SDGs推進センター 理事長		○設計者 (一社)建築設備技術者協会, (公社)日本建築家協会, (一社)日本建築構造技術者協会, (公社)日本建築士会連合会, (一社)日本建築士事務所協会連合会, (公社)日本建築積算協会, (一社)日本設備設計事務所協会連合会
○ 稲葉 敦	(一社)日本 LCA 推進機構 理事長		○施工者 (一社)住宅生産団体連合会, (一社)全国建設業協会, 全国建設労働組合総連合, (一社)日本空調衛生工事業協会, (一社)日本建設業連合会
玄地 裕	(国研)産業技術総合研究所エネルギー・環境領域 副領域長 (兼務)研究推進本部 CCUS実装研究 センター 研究センター長		○建材製造等事業者 ウレタンフォーム工業会, (一社)ALC協会, 押出発泡ポリスチレン工業会, 火山性ガラス質材料工業会, キッチン・バス工業会, (一財)建材試験センター, 国産材製材協会, (一社)石膏ボード工業会, (一社)セメント協会, せんい強化セメント板協会, (一社)全国LVL協会, (一社)全国コンクリート製品協会, 全国生コンクリート工業組合連合会, (一社)全国木材組合連合会, 断熱建材協議会, (一社)日本アルミニウム協会, (一社)日本インテリア協会, (一社)日本エクステリア工業会, (一社)日本ガス石油機器工業会, (一社)日本建材・住宅設備産業協会, 日本建築仕上材工業会, 日本合板工業組合連合会, (一社)日本サッシ協会, (一社)日本産業機械工業会, (一社)日本CLT協会, 日本集成材工業協同組合, (一社)日本伸銅協会, 日本繊維板工業会, (一社)日本鉄鋼連盟, (一社)日本電機工業会, (一社)日本電線工業会, (一社)日本壁装協会, (一社)日本防水材料協会, (一社)日本冷凍空調工業会, (一社)日本レストルーム工業会, (一社)日本窯業外装材協会, 発泡スチロール協会, (一社)リビングアメニティ協会, ロックウール工業会
小山 師真	(一社)日本冷凍空調工業会 政策審議会長		○宅地建物取引業者 (公社)全国宅地建物取引業協会連合会, (公社)全日本不動産協会, (一社)不動産流通経営協会
清家 剛	東京大学大学院新領域創成科学研究科 教授		○地方公共団体等・評価機関 (一社)住宅性能評価・表示協会, (独)都市再生機構, 日本建築行政会議設備部会
高井 啓明	(一社)日本建設業連合会 建築設計委員会 カーボンニュートラル設計専門部会 主査		○その他関係団体 (一社)ESCO・エネルギー・マネジメント推進協議会, (国研)建築研究所, (一財)住宅・建築SDGs推進センター, (公社)全国ビルメンテナンス協会
高橋 正之	(一社)セメント協会 生産・環境幹事会幹事長		
高村 ゆかり	東京大学未来ビジョン研究センター 教授		
辻 早人	(株)日本政策投資銀行 アセットファイナンス部長		
堂野前 等	(一社)日本鉄鋼連盟 国際環境戦略委員会委員長		
中川 雅之	日本大学経済学部 教授		
中村 幸司	帝京科学大学 総合教育センター 教授		
服部 順昭	東京農工大学 名誉教授		
久田 隆司	(一社)板硝子協会 建築委員会技術部会長		
松岡 公介	東京都環境局 建築物担当部長		
柳井 崇	(株)日本設計常務 執行役員 環境技術担当		
山本 有	(一社)不動産協会 環境委員会 副委員長		

# 建築物LCA制度検討会 検討スケジュール

開催回（時期）	テーマ（案）
第1回 （令和6年6月4日13:00-15:00）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本構想、各省の関連施策の紹介</li> <li>・論点提示</li> <li>・意見交換（建築物LCAについて全般的な意見交換）</li> </ul>
第2回 （令和6年6月19日10:00-12:00）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員等からの情報提供（建築主、設計、建設、金融、自治体）</li> <li>・関係論点の議論（建築物LCAの実施、表示を促す措置等）</li> </ul>
第3回 （令和6年7月2日13:00-15:00）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員等からの情報提供（素材・建材設備※、原単位検証機関） ※鉄、セメント、木材、建材、設備機器</li> <li>・関係論点の議論（表示を促す措置、建築物LCAに用いる原単位の整備等）</li> </ul>
第4回 （令和6年8月4日14:00-16:00）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの論点の整理</li> <li>・制度の方向性、早期に取り組むべき事項に関する議論</li> </ul>
第5回 （令和6年9月8日10:00-12:00）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間とりまとめ骨子案</li> </ul>
第6回 （令和6年9月30日15:00-17:00）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間とりまとめ案</li> </ul>
<p>建築分科会・建築環境部会における議論を踏まえ、伊香賀座長（分科会及び部会委員）が必要に応じて第6回の「中間とりまとめ案」を修正したものを委員の皆様にご照会</p> <p>委員ご意見を踏まえ、座長一任で「中間とりまとめ」セット</p>	
第7回【書面開催】 （令和7年1月28日）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間とりまとめ（ご報告）</li> </ul>

<p><b>社会資本整備審議会における検討</b> →建築物LCAの制度化を含めて検討</p>
<p><b>第26回建築環境部会</b> （令和6年10月10日16:00-18:00）</p>
<p><b>第48回建築分科会</b> <b>第27回建築環境部会</b> <b>第22回建築基準制度部会</b> （令和6年10月16日10:00-12:00）</p>
<p><b>第29回建築環境部会</b> （令和7年12月12日10:00-12:00）</p>
<p><b>パブリックコメント</b> （令和7年12月15日～令和8年1月5日）</p>
<p><b>第30回建築分科会</b> （令和8年1月20日9:30-10:30）</p>
<p><b>第49回建築分科会</b> （令和8年1月20日11:00-12:00） →伊香賀座長が委員として出席</p>

# 建築物のライフサイクルカーボンの削減に向けた制度のあり方 中間とりまとめ 概要

建築物LCA制度検討会  
中間とりまとめ  
(令和8年1月28日公表)

内閣官房に設置された「建築物のライフサイクルカーボン削減に関する関係省庁連絡会議」において「建築物のライフサイクルカーボンの削減に向けた取組の推進に係る基本構想」(2025年4月)が策定・公表され、**2028年度を目途に建築物のLCCO<sub>2</sub>評価の実施を促す制度の開始を目指す**こととされたことを踏まえ、**早急に講ずべき施策及びロードマップ**についてとりまとめた。

## ■ 早急に講ずべき施策の方向性

### 1. 各ステークホルダーの責務・役割の明確化

- 建築物LCCO<sub>2</sub>評価及び削減に係る建築主、設計者、施工者、建材・設備製造事業者の責務・役割を明確化し、取組事項に係る指針の策定を検討すべき

### 2. 建築物のライフサイクルカーボン評価に係るルールの策定

- **建築物のLCCO<sub>2</sub>の算定ルール**及び**算定結果の評価基準**を策定すべき

### 3. 建築物ライフサイクルカーボン評価の実施を促す措置

- 比較的CO<sub>2</sub>等排出量の大きい大規模建築物※<sup>1</sup>は、**建築士が建築主に対して、設計する建築物においてLCCO<sub>2</sub>評価を実施する意義等について説明した上で、建築主の求めに応じてLCCO<sub>2</sub>の算定に適確に対応**することを義務付けることを検討すべき  
※1 例：2,000㎡以上の住宅を除く建築物の新築・増改築
- 特にCO<sub>2</sub>等排出量の大きい建築物※<sup>2</sup>については、**建築主に対して、国へのLCCO<sub>2</sub>評価結果(自主評価)の届出**を義務付け、**設計時から自主的削減の検討を促す仕組み**を検討すべき  
※2 例：5,000㎡以上のオフィスビルの新築・増改築
- 国の庁舎等におけるLCCO<sub>2</sub>評価の先行実施を検討すべき
- LCCO<sub>2</sub>評価に取り組む優良事業者の選定・公表の実施を検討すべき

### 4. 建築物のライフサイクルカーボン評価結果の表示を促す措置

- 建築物のLCCO<sub>2</sub>評価結果に係る表示ルールの策定を検討すべき
- **LCCO<sub>2</sub>評価結果に係る第三者認証・表示制度**の創設を検討すべき

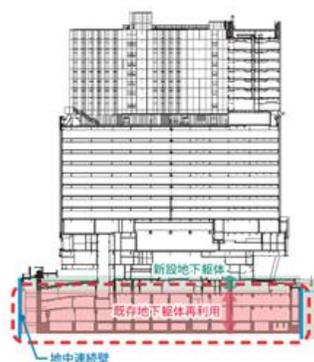
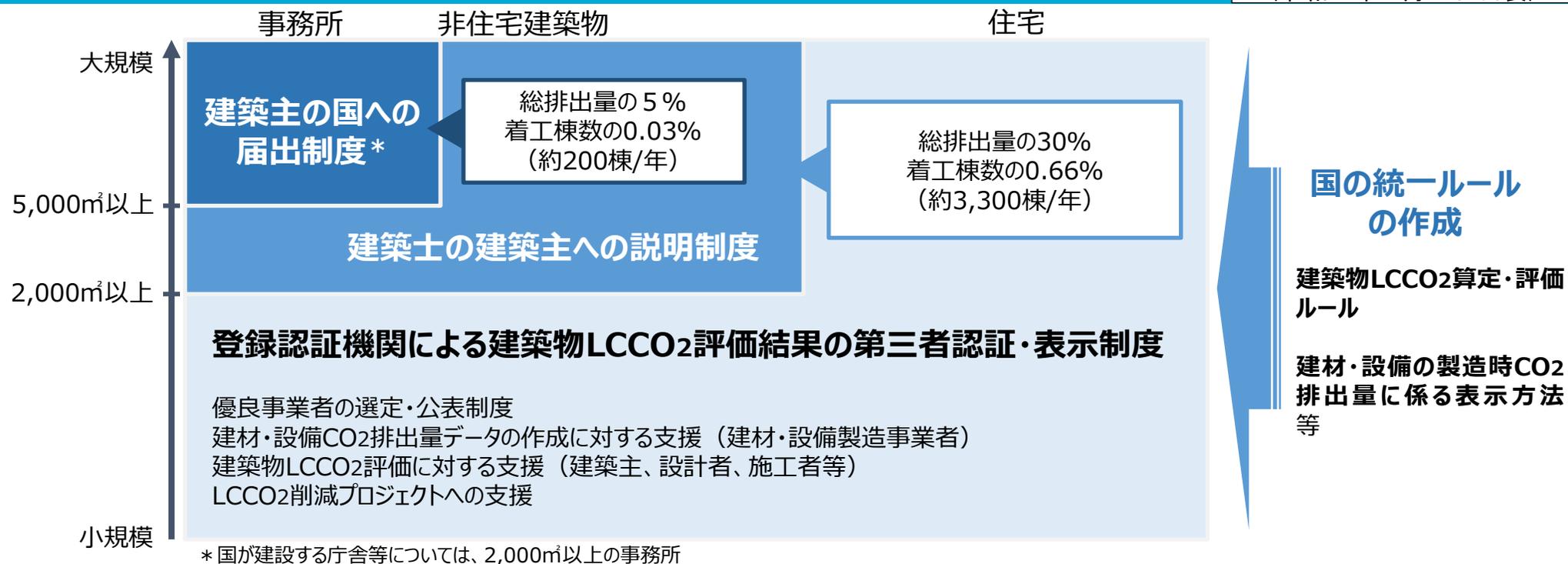
### 5. 建材・設備のCO<sub>2</sub>等排出量原単位の整備

- **建材・設備CO<sub>2</sub>等排出量原単位の整備方針**の策定及び**建材・設備における表示ルール**の策定を検討すべき

### 6. 建築物ライフサイクルカーボン評価を促進するための環境整備

- LCCO<sub>2</sub>評価及び建材・設備CO<sub>2</sub>等排出量原単位整備に対する支援等を検討すべき
- 産学官が連携して人材育成、体制整備を実施

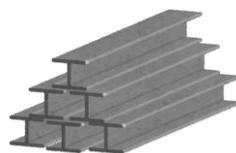
# (参考) 建築物LCCO<sub>2</sub>評価制度と削減取組のイメージ



既存建築物の活用  
耐久性の高い建材・設備  
の活用等長寿命化措置

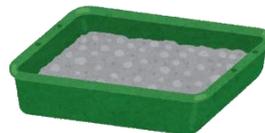


躯体等における  
木材活用



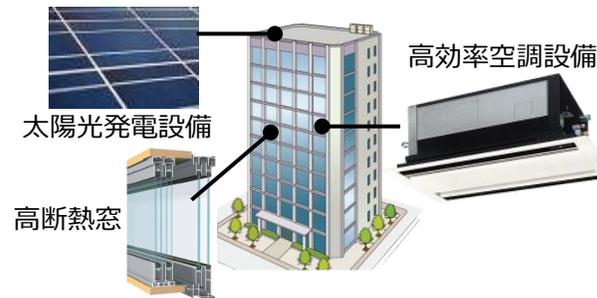
グリーン鉄

環境配慮型  
コンクリート



リサイクル材の活用 等

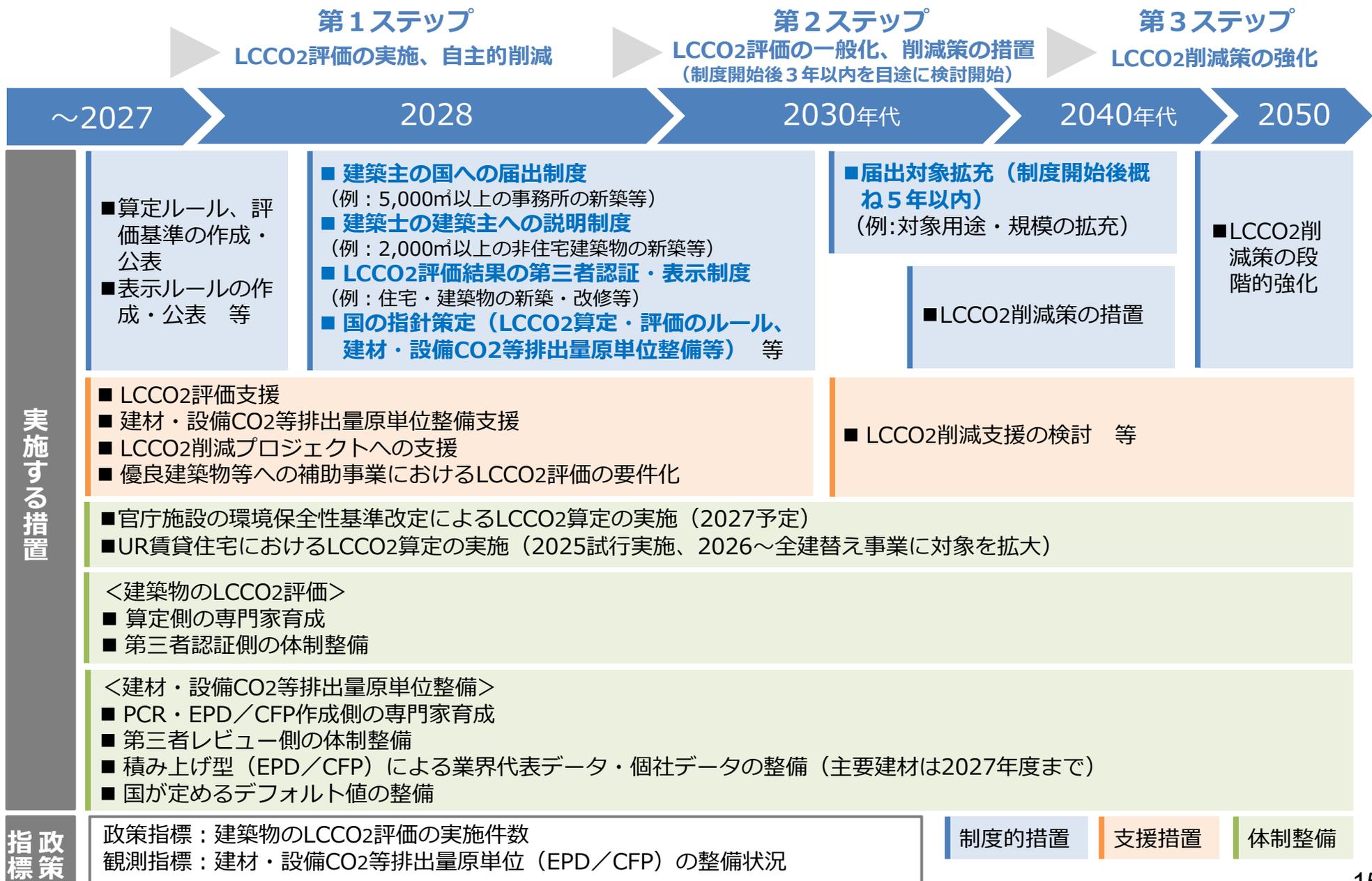
エンボディドカーボン (建材製造時等CO<sub>2</sub>排出) 削減取組例



オペレーショナルカーボン削減取組例 (省エネ措置)

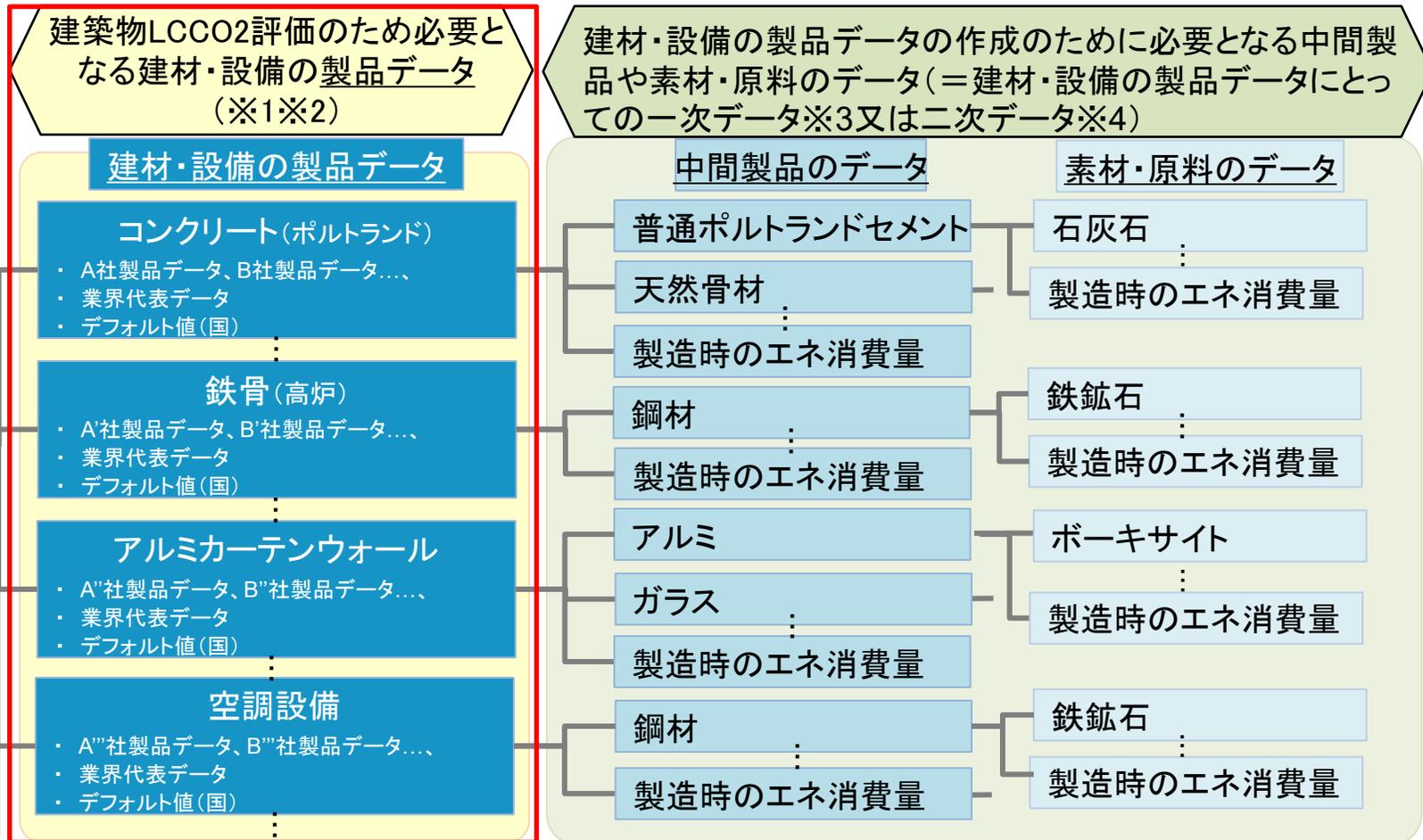
# 建築物のライフサイクルカーボン(LCCO<sub>2</sub>)の削減に向けたロードマップ (抜粋)

建築物LCA制度検討会  
中間とりまとめ  
(令和8年1月28日公表)



# 建築物LCCO2評価実施に必要なとなる建材・設備の製品データ等の例

- 建築物LCCO2評価実施のためには、個々の建築物の建築設計・施工において採用される建材・設備の製品データ（個社製品データ及び業界代表データ）が必要（※製品カテゴリーによっては、建材・設備の製品データの不足を補うためのデフォルト値も必要）
- 建材・設備の製品データの作成のためには、中間製品や素材・原料のデータが必要となる



※1 個社製品データおよび業界代表データともに、通常製品に加えて低炭素製品のデータが揃っていることが望ましい

※2 個社製品データおよび業界代表データともに、EPDやCFPとして作成される

※3 作成する建材・設備の製品データが個社製品データの場合は、当該製品の紐付く中間製品や素材・原料のデータを全て直接収集することが考えられる。

※4 作成する建材・設備の製品データが業界代表データの場合、中間製品や素材・原料のデータは適切に管理されたデータベースを参照することが考えられる。また、製品データが個社製品の場合であっても、中間製品や素材・原料の一部又は全部のデータについて、適切に管理されたデータベースを参照することが考えられる。(AIJ-LCA, 3EID, AIST-IDEA等)

1. **産業連関分析法(統計ベース)**によるデータの例

一般社団法人日本建築学会における産業連関分析法によるGHG排出原単位データ

2. **積上法**によるデータの例(建材製造等事業者に整備していただきたいデータ)

準拠しているISOにより大別すると

1) ISO14025およびISO21930等に準拠して作成されたEPDにおける様々な環境負荷データのうちのGHG排出量関係データ ⇒ 単に**EPD**という

2) ISO14067(カーボンフットプリント)等に基づき作成された**CFP**データ

	EPDにおけるCFPデータ	ISO14067等に基づき作成されたCFPデータ	
	① <b>EPD</b>	② <b>CFP(第三者レビューあり)</b>	③ <b>CFP(第三者レビューなし)</b>
評価領域	<b>GHG</b> +多領域(*) ISO14025・ISO21930に基づく 複数の評価領域	<b>GHG(地球温暖化ガス)</b> 地球温暖化のみ	<b>GHG(地球温暖化ガス)</b> 地球温暖化のみ
算定ルール	ISO/TC14027に準拠するPCRに限る	ISO/TC14027に準拠したPCRに限らない	ISO/TC14027に準拠したPCRに限らない
レビュー	第三者レビューが必須	第三者レビューを行った場合	第三者レビューを行っていない場合

(\*)事務局注

例えば、ISO 14025:2008翻訳JISであるJIS Q 14025:2008では、次の指標を挙げている。エネルギー、水及び再生可能資源を含む資源の消費、大気圏、水圏及び土壌への排出物、気候変動、成層圏オゾン層の破壊、土壌及び水資源の酸性化、富栄養化、光化学オキシダントの生成、化石エネルギー資源の枯渇、鉱物資源の枯渇、発生する廃棄物(有害及び非有害廃棄物)  
なお、建築物LCAにおいては、EPDの評価領域のうち、GHG排出量関係データのみを活用することが想定される

# 建材・設備CO<sub>2</sub>等排出量原単位整備方針 概要

- ✓ 2028年度における建築物LCCO<sub>2</sub>評価の実施を促す制度の開始を見据え、建材・設備CO<sub>2</sub>等排出量原単位の整備に係る当面の方針を示すことにより、建材・設備製造等事業者よる建材・設備CO<sub>2</sub>等排出量原単位の整備促進を図ることを目的とする。
- ✓ 主たる読み手として、建材・設備CO<sub>2</sub>等排出量原単位を整備する建材・設備製造等事業者を想定。
- ✓ 本方針は、建築物LCCO<sub>2</sub>評価の実施を促す制度が構築された際は、当該制度に必要な建材・設備CO<sub>2</sub>等排出量原単位の整備に係るガイドラインとして位置付けることも視野に入れる。

## 製品別算定ルールと建築物LCCO<sub>2</sub>評価に使用するデータの一覧

主たる作成手法	構成	製品別算定ルール			建材・設備の単位当たりCO <sub>2</sub> 排出量			
		ルール種別	作成主体	既存の規格への準拠の確認	種類	作成主体	製品別算定ルールへの準拠の確認	
積上法	製品データ [個社、業界]	PCR		個社/ 業界団体	外部レビューあり	EPD (個社製品データ/ 業界代表データ)	個社/ 業界団体	第三者検証あり
		PCR以外の算定ルール	CFPガイドラインに準拠 ISO 21930の要件に準拠					CFPガイドラインに準拠 ISO 21930の要件に準拠しない
			CFPガイドラインに準拠しない	建材・設備汎用ルールに準拠する	個社/ 業界団体	外部レビューあり/ 外部レビューなし		
		CFPガイドラインに準拠しない ISO 21930の要件に準拠しない	建材・設備汎用ルールに準拠しない	業界団体				
デフォルト値 [国]	建築物 LCCO <sub>2</sub> 評価用デフォルト値 (国が製品カテゴリー別に定める建材・設備の単位当たりCO <sub>2</sub> 排出量)							

(\*1) カーボンフットプリントガイドライン(2023年3月経済産業省、環境省)

# 当面のデータ整備の基本的な方針と将来の対応

## 当面の基本的な方針



## 将来の対応



EPDをどこまで求めるかについては将来、検討(\*1)

産業連関分析法によるデータや、CFP(第三者レビューなし)の継続使用は将来の状況を踏まえ判断(\*2)

\*1 建築物に係る様々な環境情報に対するニーズの高まりに対応する観点からは、多くの環境負荷情報を内包するEPDの整備を促進することが望ましいと考えられるものの、将来的にEPDをどこまで求めるかについては、建築分野以外も含めた国内外におけるEPDの活用状況、我が国の認証機関の状況など日本の取組の進展等を踏まえて検討

\*2 原単位の整備の状況、建築物の環境情報に対するニーズの状況のほか、建材・設備製造等事業者にとって過度な負担とならないか、国際的に公平な競争環境が確保されているか等を踏まえ、判断

# 製品データとPCR以外の製品別算定ルールに係る方針

## 製品データに係る方針

	(A)製品データ	
	(ア)個社製品データ	(イ)業界代表データ
該当するデータ種類	EPD/CFP(第三者レビューあり)/CFP(第三者レビューなし)	
整備主体	個社	業界団体
用途	主に施工時などの建材・設備調達後に活用	主に基本設計時や実施設計時などで活用。あるいは、個社製品データが整備されていない場合に活用
第三者レビューの必要性	第三者レビューを得ることが特に望ましい	第三者レビューを得ることが望ましい

- (A)製品データについては、原則として公開するものとし、建築物LCA算定用デフォルト値を整備する国等に速やかに報告するものとする。(A)製品データの更新を行う場合も同様とする。
- (A)製品データは、少なくとも5年ごとに更新することが望ましい。
- 建材・設備製造等事業者の脱炭素に向けたCO2等排出量削減努力が適切に評価されるようにするためには、同一の製品カテゴリー内に複数の(ア)個社製品データが定期的に整備されることが望ましい。
- (イ)業界代表データは、建築物LCAの算定結果が実態に近くなることを目指し、業界平均値とすることを原則とする。

## PCR以外の製品別算定ルールに係る方針

		PCR以外の製品別算定ルール		
		CFPガイドラインに準拠		CFPガイドラインに準拠しない
		ISO21930の要件に準拠	ISO21930の要件に準拠しない	
業界団体が整備		○	○	△
個社 が整備	建材・設備汎用ルールに準拠する	○	○	△
	建材・設備汎用ルールに準拠しない	×	×	×

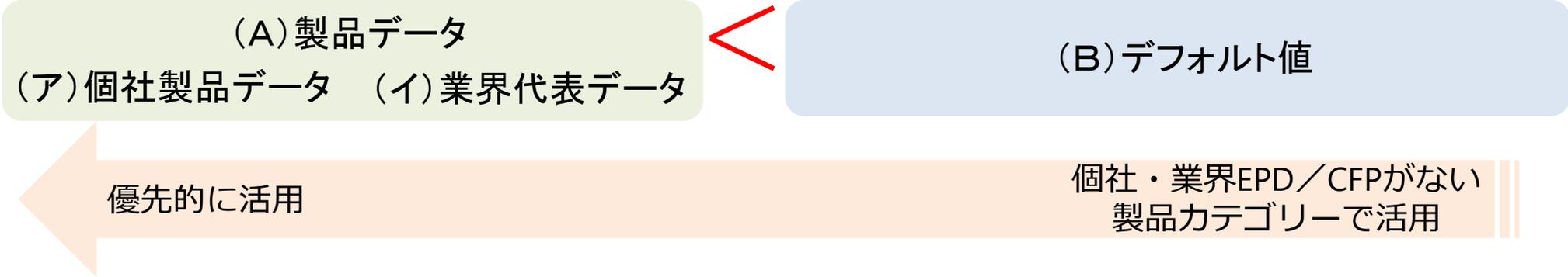
- 算定対象とするライフサイクルステージは製品の原材料調達から製造(出荷)までを基本とする。
- 製品別算定ルールは少なくとも5年ごとに更新することが望ましい。
- 経済産業省・環境省の「カーボンフットプリントガイドライン」(「比較されることが想定される場合」について示されている要件を含む。)に準拠することが望ましい。
- また、ISO 21930の要件に準拠していることが望ましい
- 個社単体が整備するより、業界団体が整備することが望ましい。

## (B) 建築物LCCO2評価用デフォルト値

### 建築物LCCO2評価用デフォルト値(以下「デフォルト値」という。)

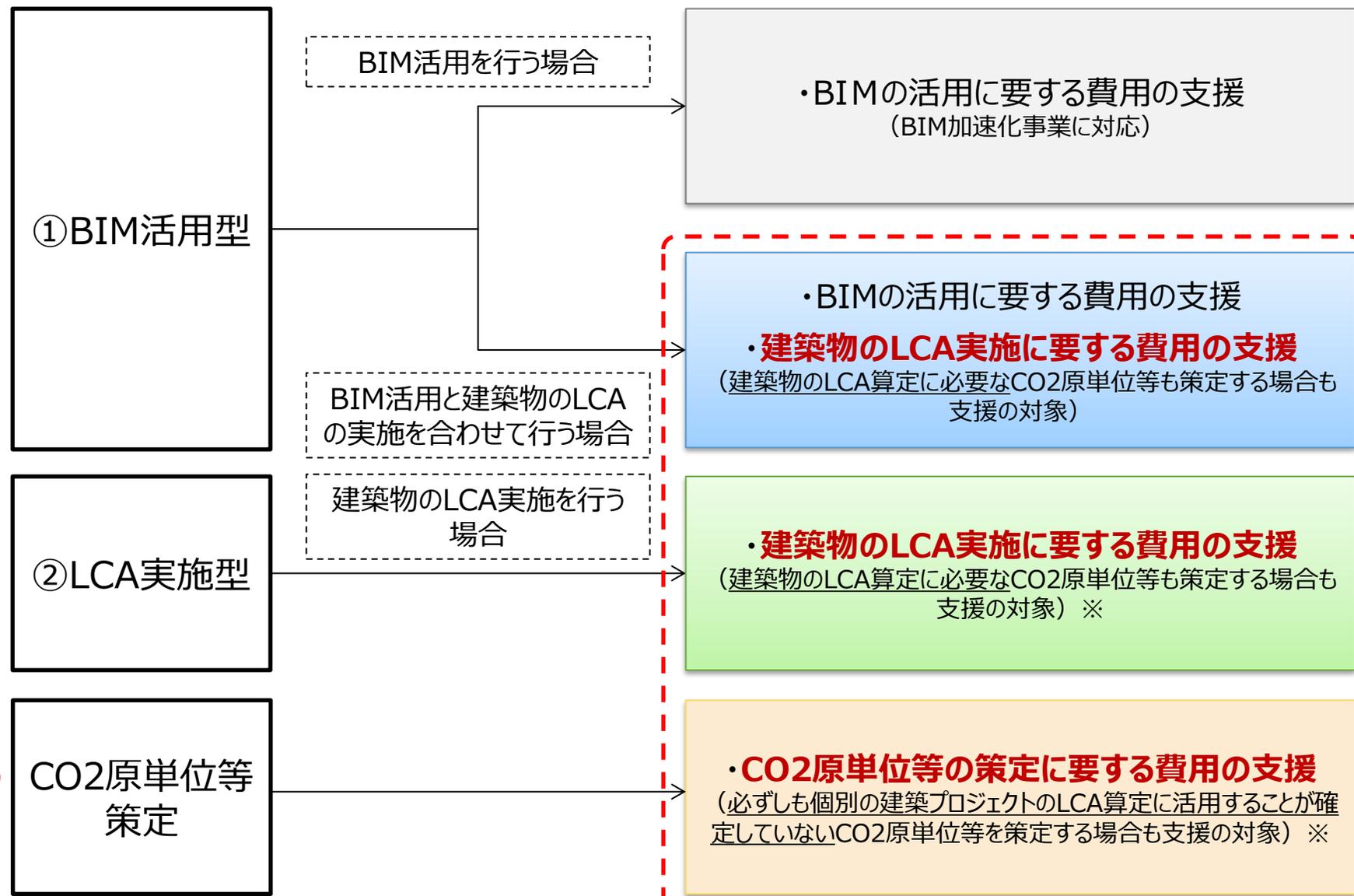
- 建築物LCAの算定に必要な製品データが製品カテゴリーごとに十分に整備されていない状況に鑑み、これを補完するものとして、既存データに基づいて、有識者会議での確認を踏まえて、国が定める建材・設備CO2等排出量原単位。
- 個社製品データの整備が促進されるよう、既存の(ア)個社製品データを勘案して、(イ)業界代表データ、あるいは既存データに一定の係数を乗じる等により設定する。

値の大小関係



# 建築GX・DX推進事業・CO2原単位等の策定に係る支援

建築GX・DX推進事業



※ 「②LCA実施型」では、個別の建築プロジェクトのLCA算定に活用するCO2原単位等の策定に対しても支援可能としていますが、個別の建築プロジェクトのLCA算定スケジュールに合わない場合や、必ずしも個別の建築プロジェクトのLCA算定に活用することが確定していない場合も多数あるため、これらを支援対象とするもの。

建材・設備に係る業界団体等向け

令和7年度国土交通省支援事業

## 令和7年度 CO2原単位等の策定に係る支援



2050カーボンニュートラルの実現に向け、建築物におけるCO2の削減を図るため、使用段階だけでなく、建設から解体に至るまでのライフサイクル全体を通じたCO2の削減が重要であり、建築物のLCAの環境を整備するためには、CO2原単位等の整備が不可欠となっています。そこで、本支援事業では、一定の要件を満たす建材・設備に係るCO2原単位の策定に対して国が建材・設備に係る業界団体又は民間事業者等に支援を実施します。

**対象者** 建材・設備に係る業界団体又は民間事業者等

**支援金** 一のCO2原単位等につき 上限400万円(税込)  
なお一事業者あたり上限1,000万円(税込)

**申請期間** 令和7年4月1日～令和7年12月24日(予算達成次第終了)

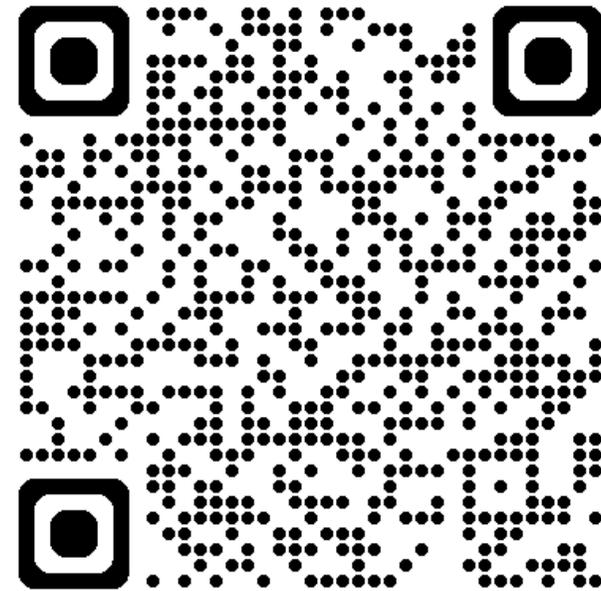
**申請方法** 以下の専用ホームページをご確認ください。  
<https://www.kkj.or.jp/gx-dx/index.html>

実施団体  一般社団法人 環境共生まちづくり協会(kkj)

### 実施団体

一般社団法人 環境共生まちづくり協会(kkj)

専用ホームページ



# (参考)令和7年度 CO2原単位等の策定に係る支援

## ● 支援要件

### 支援対象となる原単位等

- 1) EPD(Environmental Product Declaration)又はCFP(カーボンフットプリント)(いずれもISO14025に基づく第三者検証を経るものに限る。)
- 2) CFP(カーボンフットプリント ガイドライン(経産省・環境省、令和5年3月公開)又はこれに準ずるものとして業界団体の作成した算定ルールに基づき算定するもので、第三者の検証を受けないもの)
- 3) PCR(Product Category Rule)(ISO14025に準拠し策定されるものに限る。)
- 4) PCR以外のCO2原単位算定ルール(CO2原単位の算定に当たり、業界団体が策定する一連の規則、要求事項をまとめたもの)

### CO2原単位等の公開

原則として、成果報告までにCO2原単位等を公開することが支援の要件となります。ただし、第三者検証に時間を要し、成果報告までの公開が困難となることが想定される場合等には、翌年度に第三者検証・公開することも可とします。

## ● 支援額等

### 支援上限額

- 一のCO2原単位等につき 上限400万円(税込)
- なお、一事業者あたり 上限1,000万円(税込)

### 支援対象経費(定額補助)

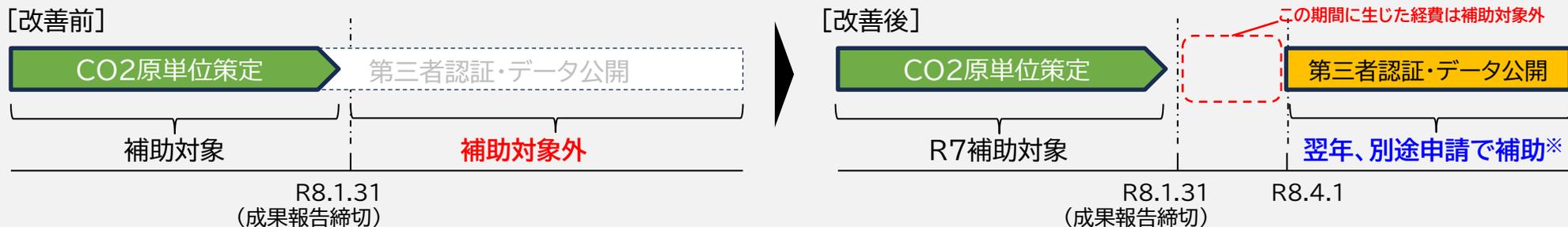
- ① CO2原単位等策定に係る人件費
  - ② CO2 原単位等策定に必要なデータベース利用費
  - ③ 第三者検証費用
  - ④ CO2 原単位等公開費用
  - ⑤ CO2 原単位等の策定に係る算定ツール利用料
- ※①委託した場合は人件費相当分も支援可能  
③委託した場合は委託費も支援可能

## ● 公募期間

令和7年4月1日(火)から令和7年12月24日(水)  
※ただし、予算終了次第早めに終了となる場合があります。

## ● 運用改善(10/17募集要領改訂)

第三者検証・データ公開が今年度の成果報告締切後となる場合の当該経費を、(翌年度の)補助対象※にすることを可能とした(策定までの成果報告が条件)



※ただし、翌年度の予算状況による